

## 秋田県ふるさと水と土指導員設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金（以下「県基金」という。）事業の一環として委嘱される秋田県ふるさと水と土指導員（以下「指導員」という。）について必要な事項を定め、指導員の活動を通じて、県基金が目指す活力ある農村地域を実現することを目的とする。

### (委嘱)

第2条 秋田県ふるさと水と土保全対策委員長は、市町村長の推薦に基づき、農村地域の活性化に理解と熱意を有し、地域の人望のある者を指導員に委嘱する。

2 市町村長が指導員を推薦する際には推薦調書（別紙様式1）によるものとする。

### (役割)

第3条 指導員の主な役割は次のとおりとする。

- (1) 県基金活動に関する調査・助言・協力。
- (2) 市町村ふるさと水と土基金活動への協力。
- (3) 地域活性化活動の状況を把握し、その推進・強化に努める。
- (4) 市町村ふるさと水と土基金委員会が選定するふるさと水と土推進員を指導、統括する。
- (5) 活動記録をつけ、活動状況報告書（別紙様式2）により毎年度3月末日までに、秋田県ふるさと水と土保全対策委員長に報告する。

### (研修)

第4条 県は指導員の資質の向上を図るため研修会を開催する。

### (任期)

第5条 指導員の任期は4年間とする（委嘱日から起算して4年目の年度末まで。）ただし、再任を妨げない。

附則 この要綱は平成 7年10月27日から施行する。

この要綱は平成20年 4月 1日から施行する。

(別紙様式 1)

## 秋田県ふるさと水と土指導員推薦調書

市町村名：\_\_\_\_\_

ふりがな 氏 名			
生年月日		性 別	
住 所			
連絡先	TEL :	携帯 :	
	FAX:	E-mail:	
職 業			
推薦理由			
特記事項			

